

国民健康保険料 後期高齢者医療保険料 介護保険料 国民年金保険料 は **所得控除の対象**です

令和2年1月～12月に納付した保険料は、社会保険料控除として全額が所得控除の対象です。確定申告や住民税の申告の際は、「社会保険料控除」欄に記入してください。控除ができる方、領収書等の紛失、納付額の確認方法等は、各保険料担当へ電話でお問合せください。

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付額の確認方法等

- ①納付書払いの方 …………… 領収証書
 - ②口座振替払いの方 …………… 口座振替済みのお知らせ（令和2年12月送付）
 - ③モバイルレジを利用の方
 - ▶モバイルバンキングで納付 …………… モバイルバンキングの取引明細書等
 - ▶クレジットカードで納付 …………… クレジットカード会社が発行する利用明細書等
 - ④公的年金等からの特別徴収の方 …………… 日本年金機構から送付された源泉徴収票
- ※①～③の支払いの場合、本人分のほか、生計をともにする配偶者や親族分の保険料を負担した場合には、合算して控除の申告ができます
 ※④の支払いの場合、年金受給者本人の控除としてのみ申告ができます

国民年金保険料の納付額の確認方法等

日本年金機構から送付される社会保険料（国民年金保険料）控除証明書で確認できます。
 ※申告時には上記証明書の添付が必要です
 ※家族の負担すべき国民年金保険料を納めたときは、納めた方がその保険料額を申告することができます

- 問合せ**
- ▶国民健康保険料・後期高齢者医療保険料……………国保年金課保険料係（区役所1階） ☎内線2386
 - ▶介護保険料……………介護保険課資格保険料係（区役所2階） ☎内線2441
 - ▶国民年金保険料……………荒川年金事務所 ☎(3800)9151



国民健康保険料口座振替 新規申込みキャンペーン

- 期間** 2月2日(火)～6月25日(金)
- 対象** 国民健康保険料の口座振替を新規で申し込みをした世帯
- 定員** 800世帯（申込順）
- 申込み問合せ** 国保年金課保険料係（区役所1階） ☎内線2386

プレゼント内容 ———
 「あらかわイラスト入り保険証・カードケース」
 ※1世帯1つまで
 ※なくなりしだい終了



医療費等が高額の方は申請を 高額医療・高額介護合算療養費

令和元年8月1日～令和2年7月31日（合算期間）の1年間で医療保険と介護保険における自己負担額が高額になる場合に、限度額（右表）を超えた額を支給します。

※合算対象の医療費は、保険対象外の治療、サービスを除きます
 ※70歳未満の方は、1つの医療機関で同月内に2万1000円以上の負担額を支払った場合、合算の対象になります

申請開始時期 2月下旬

申請書の送付 令和2年7月31日現在、荒川区の医療保険（国民健康保険または後期高齢者医療制度）の資格がある方には、申請書を2月下旬に送付します。
 ※国民健康保険の資格がある方は、世帯主に申請書を送付します

合算期間内に医療保険の資格に変更があった方等には申請書を送付できませんので、下記の方法で申請してください。

申請書を送付できない方

- ◆荒川区の医療保険の資格を取得した方 ……国保年金課で申請してください。
- ◆荒川区の医療保険の資格を喪失した方 ……令和2年7月31日現在加入しているほかの医療保険者に申請してください。
- ◆荒川区に転入（後期高齢者医療制度の方は都外から）した方…国保年金課で申請してください。
- ◆荒川区から転出（後期高齢者医療制度の方は都外へ）した方…転入先の自治体で申請してください。

◆荒川区の医療保険以外の方 ……令和2年7月31日現在加入している医療保険者に申請してください。

- 申請問合せ**
- ▶国民健康保険……………国保年金課保険給付係（区役所1階） ☎内線2383
 - ▶後期高齢者医療制度…国保年金課後期高齢者医療係（区役所1階） ☎内線2391
 - ▶介護保険……………介護保険課介護給付係（区役所2階） ☎内線2432

高額医療・高額介護合算療養費の自己負担限度額表

▶70歳未満の方

適用区分（世帯単位）	自己負担限度額
旧ただし書き所得901万円超	212万円
旧ただし書き所得600万円超901万円以下	141万円
旧ただし書き所得210万円超600万円以下	67万円
旧ただし書き所得210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

▶70歳以上の方

適用区分（世帯単位）	自己負担限度額
現役並み所得者	Ⅲ（課税所得690万円以上） 212万円 Ⅱ（課税所得380万円以上） 141万円 Ⅰ（課税所得145万円以上） 67万円
一般（現役並み所得者・住民税非課税世帯を除く）	56万円
住民税非課税世帯	Ⅱ（世帯全員が区民税非課税） 31万円 Ⅰ（世帯全員が区民税非課税かつ年金収入80万円以下で、その他の所得がない） 19万円

※同じ世帯に70歳未満の方と70～74歳の方がいる場合は、70～74歳の方を計算し、残る負担額を70歳未満の方の自己負担額と合算します

2月の健康相談

会場 がん予防・健康づくりセンター

種別	期日	受付時間	申込み・問合せ
なんでも健康相談	随時	午前9時～午後5時	
こころの一般健康相談	1日(月)	午後1時45分～3時15分	健康推進課 保健相談担当 ☎内線432
	12日(金)・15日(月)・18日(木)・26日(金)	午後2時～3時30分	
アルコール・薬物依存症相談	17日(水)	午後1時30分～3時	
ママのこころの相談	5日(金)	午後1時15分～2時45分	
	18日(木)	午前9時30分～11時	
栄養相談	4日・18日・25日(木)	午後1時30分～3時30分	健康推進課栄養担当 ☎内線423
エイズに関する相談	随時	午前8時30分～午後5時15分	保健予防課 感染症予防係専用電話 ☎(3805)9467

▶ものわすれ相談(予約制)

対象 物忘れが気になる、65歳以上の方

期日	相談時間	会場	申込み
9日(火)	午後1時30分～3時	荒川区役所2階会議室	町屋地域包括支援センター ☎(3894)3568
18日(木)	午後2時～3時30分	尾久ふれあい館	西尾久地域包括支援センター ☎(3893)3555
22日(月)	午後1時30分～3時	夕やけこやけふれあい館	東日暮里地域包括支援センター ☎(5615)3171

▶難病相談室(予約制)

会場・申込み 荒川区医師会館（西日暮里6-5-3）
 ☎(3893)2331

- 日時** 2月20日(土)午後1時30分～3時
対象 神経難病の方、膠原病の方、その疑いのある方
内容 専門医・保健師・相談員等による在宅療養上の医療・福祉・介護相談